

よくある問い合わせ Q & A

【目次】

1 対象者

- Q 1 : どんな企業、業種が対象になりますか？
- Q 2 : 農業をしています。なぜ対象外なのですか？
- Q 3 : なぜ、政治・経済・文化団体や宗教法人、ボランティア団体などが対象外なのですか？
- Q 4 : 本社は久留米市外ですが、被害を受けた建物が市内にあります。対象になりますか？

2 支給額

- Q 5 : 支援金の金額はいくらですか？
- Q 6 : 複数の事業所が被害を受けたのですが、物件ごとに申請ができますか？
- Q 7 : 支給された支援金は、修繕費や復旧費などに限定して使わないといけませんか？
- Q 8 : 申請から支給までどれくらいかかりますか？
- Q 9 : 支援金は、収入として税務申告する必要がありますか？

3 リ災（被災）証明

- Q 10 : リ災（被災）証明とは何ですか？
- Q 11 : リ災（被災）証明を必ず受けなければいけませんか？
- Q 12 : リ災（被災）証明書を申請中ですが、支援金の申請はできますか？
- Q 13 : これからリ災（被災）証明書を申請しますが、支援金の申請はできますか？
- Q 14 : リ災（被災）証明書の発行を受けましたが、手元にもうありません。再発行が必要ですか？

4 対象となる建物

- Q 15 : どのような建物が対象ですか？
- Q 16 : プレハブや倉庫などでも対象になりますか？
- Q 17 : 浸水した建物の所在地が事業所在地とは異なります。対象になりますか？
- Q 18 : 事業をしている建物は賃借物件です。対象になりますか？
- Q 19 : 自宅で事業をしています。自宅に被害（床上浸水）を受けているので災害見舞金の対象ですが、事業者向けの本支援金も併給できますか？
- Q 20 : 店舗兼住居の店舗部分が浸水しました。住居部分までは浸水していませんが、対象になりますか？
- Q 21 : 賃貸物件のオーナーです。所有する店舗・賃貸住宅が浸水しました。対象になりますか？
- Q 22 : 駐車場が浸水し被害を受けました。対象になりますか？
- Q 23 : 車が水没しました。対象になりますか？
- Q 24 : 建物が雨漏りしました。対象になりますか？

5 受付期間

Q25：受付期間はいつまでですか？

Q26：り災（被災）証明の発行に時間がかかり、受付期間に間に合わないかもしれませんが、どうしたらいいですか？

6 申請・審査

Q27：本庁窓口での受け取りや申請はできないのですか？

Q28：総合支所での受付や申請はできないのですか？

Q29：チラシや申請書の様式は、どこで手に入りますか？

Q30：り災（被災）証明を必ず受けなければいけませんか？【Q11 再掲】

Q31：り災（被災）証明書を申請中ですが、支援金の申請はできますか？【Q12 再掲】

Q32：これからり災（被災）証明書を申請しますが、支援金の申請はできますか？【Q13 再掲】

Q33：申請から審査・交付決定までは、どれくらいかかりますか？

Q34：申請書の記載方法が分かりません。教えてもらえますか？

7 添付書類

Q35：添付書類として何が必要ですか？

Q36：「被災した建物で事業を営んでいることが確認できる書類の写し」として、何を提出すればいいですか？

Q37：追加書類の提出や現地調査は、どんなときに必要になるのですか？

Q38：追加書類の提出や現地調査は拒否できますか？

Q39：「振込口座に関する事項が確認できる書類の写し」として何を提出すればいいですか？

Q40：「代表者の本人確認書類の写し」とは、例えばどのようなものを提出すればいいですか？

Q41：り災（被災）証明書の添付は、なぜ不要なのですか？

Q42：添付書類は返却してもらえますか？

8 留意事項

9 お問合せ先

1 対象者

Q1：どんな企業、業種が対象になりますか？

A：中小企業等経営強化法に定める「中小企業者」が対象で、幅広い業種が該当します。

ただし、農業、林業、漁業を除きます。また、政治・経済・文化団体や宗教法人、ボランティア団体なども対象外となります。以下の表をご参考ください。

(参考) 産業分類別業種

業種（大分類）	業種の例（中分類等）	対象
鉱業、採石業、砂利採石業	金属鉱業、石炭鉱業、採石業など	○
建設業	土木・造園・建築工事業、大工・左官・塗装工事業、設備工事業など	○
製造業	食料品・飲料・繊維・木材・紙・ゴム製品・機械器具製造業、印刷業、化学工業、鉄鋼業など	○
電気・ガス・熱供給・水道業	発電所、ガス供給所、熱供給業、上下水道業など	○
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報製作業、出版業、広告制作業など	○
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、貨物運送業、倉庫業、郵便業	○
卸売業、小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業（百貨店・食料品店・衣料品店・雑貨店・調剤薬局・ガソリンスタンドなど）	○
金融業、保険業	銀行業、金融業、質屋、保険業、保険媒介代理業など	○
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業、物品賃貸業など	○
学術研究、専門・技術サービス業	法律事務所、デザイン業、コンサルタント業、広告業、獣医業、建築・機械設計業、測量業、計量業、写真業など	○
宿泊業、飲食サービス業	旅館・ホテル、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業など	○
生活関連サービス業、娯楽業	理美容、クリーニング、マッサージ、エステ、冠婚葬祭業、スポーツ施設提供業、遊戯場、カラオケボックス業など	○
教育、学習支援業	各種学校、学習塾、教養・技能教室など	○
医療・福祉	病院、診療所、療術業、社会保険・福祉・介護事業など	○
複合サービス業	郵便局、協同組合など	○
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業、警備業、コールセンター業など	○
農業	農業、畜産業、園芸サービス業など	×
林業	育林業、林業サービス業など	×
漁業	まき網漁業、採貝業、魚類養殖業など	×

(参考2) 団体別

企業組合・事業協同組合等	○
NPO法人	○
一般社団法人	○
社会福祉法人	○
ボランティア団体など	×
政治・経済・文化団体、宗教法人・団体	×

Q2：農業をしています。なぜ対象外なのですか？

A：農業者に対する災害復旧については、県が支援制度を検討していることから、対象外とさせていただいています。

Q 3 : なぜ、政治・経済・文化団体や宗教法人、ボランティア団体などが対象外なのですか？

A : 収益事業を目的とした団体ではないため対象外としています。

Q 4 : 本社は久留米市外ですが、被害を受けた建物が市内にあります。対象になりますか？

A : 対象になります。被害を受けた建物の所在地で事業を営んでいることが確認できる書類をご提出ください。

2 支給額

Q 5 : 支援金の金額はいくらですか？

A : 1 事業者につき、法人は 30 万円、個人事業者は 15 万円です。

Q 6 : 複数の事業所が被害を受けたのですが、物件ごとに申請ができますか？

A : 複数の物件が被害を受けている場合も、支援金の額は一律（法人 30 万円、個人事業者 15 万円）です。被害を受けたいずれかの物件を申請してください。

Q 7 : 支給された支援金は、修繕費や復旧費などに限定して使わないといけませんか？

A : 用途は特に限定していません。

Q 8 : 申請から支給までどれくらいかかりますか？

A : 交付決定後、2 週間程度を予定しています。書類に不備があった場合などには、審査に時間を要することがありますのでご了承ください。

Q 9 : 支援金は、収入として税務申告する必要がありますか？

A : この支援金は、非課税所得となります。

3 り災（被災）証明

Q10 : り災（被災）証明とは何ですか？

A : 「り災証明」は、災害で被害を受けた住家に対し、被害の程度を証明するものです。

「被災証明」は、災害で被害を受けた非住家（店舗や工場など）や自動車などの被災の事実を証明するものです。

Q11 : り災（被災）証明を必ず受けなければいけませんか？

A : はい。り災（被災）証明を受けていることが支援金の支給要件になります。

Q12 : り災（被災）証明書を申請中ですが、支援金の申請はできますか？

A : はい。証明書の申請中でも、この支援金の申請はできます。（ただし、支援金の交付決定は、証明書の発行後になります。）

Q13 : これからり災（被災）証明書を申請しますが、支援金の申請はできますか？

A : はい。これから証明書を申請される方も、この支援金の申請はできます。（ただし、支援金の交付決定は、証明書の発行後になります。）

Q14 : り災（被災）証明書の発行を受けましたが、手元にもうありません。再発行が必要ですか？

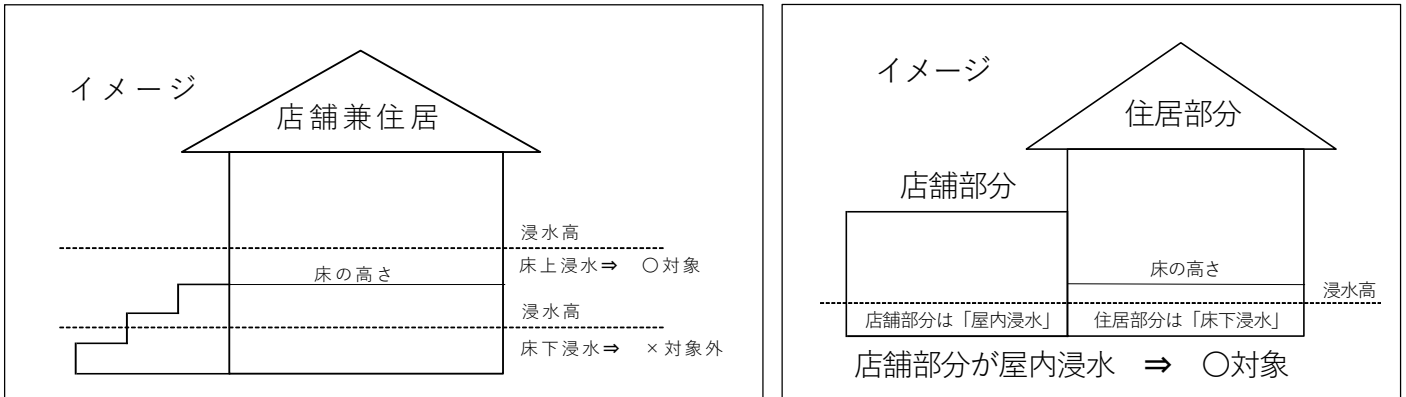
A : いいえ。証明を受けていることは市で確認させていただきますので、再発行は必要ありません。

4 対象となる建物

Q15：どのような建物が対象ですか？

A：事業の用に供する建物で、屋内浸水の被害を受けたものが対象です。

「被災証明書」で屋内浸水の被害を受けているか、住家で事業を営んでいる場合は「り災証明書」で床上浸水の被害を受けていることが必要です。また、「り災証明書」で床下浸水の場合でも、店舗などの部分が浸水していることが分かるときは対象となります。



Q16：プレハブや倉庫などでも対象になりますか？

A：受付事務所や商品貯蔵庫など事業の用に供する建物であれば対象となり得ます。ただし、物置などの建物とは認められない物件や、事業用との判断ができかねる物件は対象となりません。

Q17：浸水した建物の所在地が事業所在地とは異なります。対象になりますか？

A：浸水した建物が事業の用に供していると確認できる場合は対象になり得ます。出張所や商品貯蔵庫などが被害を受けたケースを想定しています。浸水した建物が事業の用に供していることが分かる書類をご提出ください。

Q18：事業をしている建物は賃借物件です。対象になりますか？

A：対象になります。所有物件か賃借物件かは問いません。

Q19：自宅で事業をしています。自宅に被害（床上浸水）を受けているので災害見舞金の対象ですが、事業者向けの本支援金も併給できますか？

A：事業を営んでいることが確認できるのであれば、受給できます。

Q20：店舗兼住居の店舗部分が浸水しました。住居部分までは浸水していませんが、対象になりますか？

A：対象になります。ただし、店舗部分が浸水被害を受けたことが確認できる書類をご提出ください。

Q21：賃貸物件のオーナーです。所有する店舗・賃貸住宅が浸水しました。対象になりますか？

A：対象となり得ます。建物所有者は、不動産賃貸業を営む者として申請をすることが可能です。

個人事業者の場合は、事業確認書類として「確定申告書（事業収入として計上されているもの）」または「開業届出書」のいずれかを提出してください。

Q22：駐車場が浸水し被害を受けました。対象になりますか？

A：駐車場は建物とは認められないため、対象外となります。

Q23：車が水没しました。対象になりますか？

A：今回の支援金は、事前対策では移動に限度がある建物の被害を想定しているため、移動が可能な車両については、対象外としております。

Q24：建物が雨漏りしました。対象になりますか？

A：雨漏りは対象外です。

5 受付期間

Q25：受付期間はいつまでですか？

A：11月30日（火）までとなります。郵送の場合は同日までの消印、メールの場合は同日中に受信されたものが対象です。

Q26：り災（被災）証明の発行に時間がかかり、受付期間に間に合わないかもしれませんが、どうしたらいいですか？

A：り災（被災）証明書を提出する必要はありませんので、証明書の申請がお済みでしたら、本支援金の申請をしてください。証明書が発行されたどうかは、後日市で確認させていただきます。

6 申請・審査

Q27：本庁窓口での受け取りや申請はできないのですか？

A：申請方法は、原則として郵送またはメールとなります。ただし、本庁舎13階の「商工業者相談窓口」で申請に関する相談や書類の受け取りは可能です。

Q28：総合支所での受付や申請はできないのですか？

A：申請方法は、原則として郵送またはメールとなります。ただし、各総合支所の地域振興課で「り災（被災）証明」の申請受付をしていますので、その際に本支援金の受付・相談は可能です。

Q29：チラシや申請書の様式は、どこで手に入りますか？

A：チラシや申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます（⑨お問合せ先を参照）。また、以下の場所に配置しています。

○本庁舎：商工政策課（11階）、商工業者相談窓口（13階）、生活支援課（地下1階）

○各総合支所：地域振興課および産業振興課

Q30：り災（被災）証明を必ず受けなければいけませんか？【再掲】

A：はい。り災（被災）証明を受けていることが支援金の支給要件になります。

Q31：り災（被災）証明書を申請中ですが、支援金の申請はできますか？【再掲】

A：はい。証明書の申請中でも、この支援金の申請はできます。（ただし、支援金の交付決定は、証明書の発行後になります。）

Q32：これからり災（被災）証明書を申請しますが、支援金の申請はできますか？【再掲】

A：はい。これから証明書を申請される方も、この支援金の申請はできます。（ただし、支援金の交付決定は、証明書の発行後になります。）

Q33：申請から審査・交付決定までは、どれくらいかかりますか？

A：書類に不備がなければ、申請書類の到着から2週間程度での交付決定を予定しています。ただ

し、り災（被災）証明を申請中の方は、証明書が発行されてからの交付決定となります。

Q34：申請書の記載方法が分かりません。教えてもらえますか？

A：記載例を市ホームページに掲載していますのでご参考ください。分からない場合は、支援金コールセンターまでお問い合わせください。（**⑨お問合せ先**を参照）

7 添付書類

Q35：添付書類として何が必要ですか？

A：申請書（兼）承諾書に、以下の書類をあわせてご申請ください。

なお、添付は不要ですが、**被災証明書（り災証明書）**の発行を受けていることが必要です。

添 付 書 類 一 覧		チェック	奨励金 受給者
法人・個人事業者共通			
①	被災した建物で事業を営んでいることが確認できる書類 （営業許可書、開業届、確定申告書など）の写し		省略可
②	振込口座に関する事項が確認できる書類（通帳など）の写し		省略可
法人のみ			↑
③	役員名簿（第2号様式）		
個人事業者のみ			
④	代表者の本人確認書類（運転免許証など）の写し		

（添付書類の省略）

○ 令和2年度に実施した「久留米市事業継続強化促進奨励金」(※)の支給を受けている場合は、その交付決定書の写しを添付することで、書類の省略ができます。

（※）「久留米市事業継続強化促進奨励金」とは・・・

- ・ 防災・減災・感染症対策等への取り組みを促進させるために令和2年度に実施した事業です。
- ・ 「事業継続力強化計画」を策定し、経済産業省から認定を受けた方に奨励金を支給しました。
- ・ 支給額【一般枠：10万円、緊急強化枠：30万円】

Q36：「被災した建物で事業を営んでいることが確認できる書類の写し」として、何を提出すればいいですか？

A：「申請者」が「被災した建物の所在地」で「事業をしていること」が分かる書類をご提出ください。具体的には、**各種営業許可証、個人事業者の開業届出書、確定申告書、物件写真、賃貸借契約書、防火対象物使用開始届出書、登記簿**などが考えられます。

1つでは確認ができない場合は、複数の書類をご提出ください。

Q37：追加書類の提出や現地調査は、どんなときに必要になるのですか？

A：次のようなケースを想定しています。

- ① 被害を受けた物件が「**事業を営む建物**」であると提出書類では確認できないとき
- ② **店舗兼住宅で店舗部分が浸水している**ことが提出書類では確認できないとき
- ③ そのほか、交付要件を満たすために審査上確認が必要な場合

Q38：追加書類の提出や現地調査は拒否できますか？

A：追加の書類の求めや現地調査は、申請書類だけでは交付決定するための要件が不足している場合に必要な範囲でお願いするものです。ご協力いただけないときは、要件の確認ができず、交付決定ができない場合があります。

Q39：「振込口座に関する事項が確認できる書類の写し」として何を提出すればいいですか？

A：通帳の1・2ページ目の写し（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義カナの記載があるページ）をご提出ください。なお、口座名義は、個人事業者は代表者本人名義のもの、法人の場合は法人名義のものに限ります。

ネット銀行や当座口座等で通帳がない場合は、金融機関名、支店名、口座番号、口座名義カナが分かる画面などの写しを提出してください。

Q40：「代表者の本人確認書類の写し」とは、例えばどのようなものを提出すればいいですか？

A：次のいずれかを提出してください。（有効期限内のものに限る）

- ・運転免許証（住所変更等の記載がある場合は両面）※返納している場合は運転経歴証明書でも可
- ・マイナンバーカード（オモテ面のみ）
- ・写真付住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面・在留資格が特別永住者のものに限る）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（全ページ。カード式の場合は両面）

Q41：り災（被災）証明書の添付は、なぜ不要なのですか？

A：証明を受けていることは、市で確認させていただきますので提出は不要です。

Q42：添付書類は返却してもらえますか？

A：提出された書類は返却しませんので、必要な場合は控えを保管しておくようにしてください。

8 留意事項

○必要に応じ、審査に必要な書類の追加提出や説明を求める場合や、現地調査等を行う場合があります。

○支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、交付決定を取り消します。この場合は、久留米市に支援金を返還していただきます。

9 お問い合わせ先

久留米市浸水被災事業者支援金コールセンター
電 話：0942-30-9118
ファクス：0942-30-9707
メー ル：shienkin@city.kurume.fukuoka.jp

メールアドレス



ホームページ



ホームページ：

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3010shienseido/2021-0924-1058-368.html>